

第74回国民体育大会下妻市食品衛生対策実施要項

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市実行委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び大会参加者等の食品衛生に関する意識向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 監視指導

関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、大会会場の食品販売店等に対して、監視指導を行い、食品の衛生確保や適正表示の徹底を図る。

(3) 健康管理

関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

付則

この要項は、平成29年5月16日から施行する。